

平成28年第1回美祢市議会定例会会議録（その3）

平成28年3月4日（金曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	3番	坪井康男
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員

2番	秋枝秀稔	4番	俵薫
----	------	----	----

3. 欠員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	野尻登志枝
議会事務局係	大塚享		

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	篠田洋司
総務部長	田辺剛	総合政策部長	藤澤和昭
市民福祉部長	三浦洋介	建設経済部長	西田良平
美東総合支所長	倉重郁二	秋芳総合支所長	浜口賢真
総務部次長	大野義昭	市民福祉部次長	杉原功一
市民福祉部高齢福祉課長	河村充展	建設経済部次長	白井栄次
総合観光部次長	綿谷敦朗	教育長	永富康文
病院事業管理者	高橋睦夫	上下水道事業管理者	波佐間敏
代表監査委員	三好輝廣	上下水道局長	松野哲治
消防長	松永潤	教育委員会事務局	山田悦子
教育委員会事務局次長	末岡竜夫	病院事務局管理部長	古屋壮之

監査委員  
事務局長

小田正幸

上下水道事業局  
管理業務課長

三戸昌子

6. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

6 猶野智和

7 坪井康男

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、議場に配付してございますものは議事日程表（第3号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長において、河本芳久議員、西岡晃議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次、質問を許可いたします。猶野智和議員。

〔猶野智和君 発言席に着く〕

○1番（猶野智和君） 皆さん、おはようございます。

政和会の猶野智和です。一般質問順序表に従いまして質問をさせていただきます。至らぬところは多々あると思いますが、何とぞ、御容赦くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まずは、市内水道施設の1月23日から1月25日にかけての大雪低温の影響について質問をさせていただきます。

先日、また美祢市では多くの雪が降りましたが、ことしの1月にも今回以上の多くの雪が降ったこと、まだ記憶に新しいところだと思います。

日本付近では1月23日から25日にかけて、強い冬型の気圧配置となり、上空には平年より10度以上寒い寒気が入った影響で、西日本から東北地方にかけての日本海側を中心に大雪となりました。また、最深積雪が長崎市17センチ、鹿児島市14センチ、山口市11センチなど、西日本から東海地方にかけての、普段雪の少ない地域でも積雪となり大雪となったところがありました。鹿児島県の奄美大島では、24日昼過ぎに初雪、これは明治34年以来115年ぶりの観測だったそうです。沖縄県内でも、みぞれを観測したところがあったと報道されました。

そして、この大雪低温の影響で凍結による水道管破裂及び漏水の被害が起こり、

特に日ごろ低温になれていない九州、四国での被害の様子が多く伝えられ、美祢市におきましても水道管の破裂や、それに伴う断水などの被害がありました。

つきましては、美祢市における水道管凍結破損の経緯とその対応について御報告いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間敏君） 猶野議員の水道管凍結破損の経緯と対応についての御質問にお答えいたします。

ただいま、議員が申されましたように、日本列島は1月23日から25日にかけて強い冬型の気圧配置となり、九州北部や中国地方の上空約1,500メートルにはマイナス15度以下の寒気が流れ込み、大雪とともに近年にない厳しい冷え込みとなり、日中の気温も氷点下となるなど、真冬日となったところであります。

こうした中、美祢市では1月24日の最低気温がマイナス7.2度を観測し、市内各地で各家庭へ給水している多くの給水管が凍結し、25日においてもマイナス6度近くに冷え込み、翌26日には気温が上昇し、凍結が溶けだしたところから水道管凍結により破損した給水管から漏水被害情報が上下水道局に多数寄せられたところであります。

また、給水管からの漏水により配水池の水位が低下し、時間断水を行った地域もありました。まず、断水や応急給水の状況を御説明いたしますと、1月26日、伊佐町にあります丸山配水池の水位低下のため河原地区で夜間断水を行いましたが、夜間であったため、住民への直接的な影響は少なかったものであります。また、同日から美東町綾木東部地区、豊田前町麻生地区、上水道の大嶺町入見地区において、宅内漏水により配水池が低下し、断水となったため応急給水を行ったところであります。

次に、被害の概要でございますが、断水した戸数は最大437戸、漏水水量は約2万1,000立方メートル、漏水箇所数は本管破損が3カ所、家庭の給水設備からの漏水が648カ所となっております。

また、応急給水の状況は拠点給水が4カ所、延べ9回、給水袋による個別配達7回にわたり174戸に配布し、夜間断水及び時間断水を含む断水の影響を受けられた方々の数は980人でありました。

漏水箇所の修繕ができれば、配水池の水位が回復し、断水は解消するため、翌日

には断水が解消した地区もありますけれど、漏水が発見できない地区においては漏水調査会社による調査、及び職員による現地調査により漏水箇所を発見したもの、また、市民の方が御自身で発見されたもの、御近所の方からの通報があったものなど、さまざまではありますが、ひたすら漏水発見と止水に努め、1月29日金曜日午前6時に全ての断水は解消したところであります。

今回、こうした大寒波の影響による水道管の凍結破損の事案に対して、上下水道局では他の部署の職員の協力も得ながら、総力を上げて断水の早期解消に向けて、昼夜を問わず対応したところでありますが、最長で3日間の断水となった地区もあり、住民の皆様には大変御不便をおかけしたと認識しております。

今後は、今回の事案を教訓に上下水道局としても対策強化に努めてまいりたいと考えておりますが、市民の皆様の御協力も不可欠であります。気温がマイナス4度以下になりますと、凍結の恐れが非常に高まってまいりますので、各御家庭におかれましても、自衛の策として水道管に保温材を巻くなどの凍結防止対策をしっかりと講じていただきますようお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

先月、美東町綾木のあるお宅にお伺いしたところ、軒先の物干しにビニール製の袋状のものが干してございました。何なのだろうとそのとき思ったのですが、今思えば、あれが給水用の配られた袋を干されていたのかなと、今になってわかりました。場所的にもすごく山間部で、すごく奥まったところでしたので、そういうところまで、隅々まで足を運ばれて対応された皆様には、大変、敬意を表します。

さて、市内を歩いていますと立派な家でありますけれども、生活感がなく、しかし、ある程度手入れはされている住居が多くございます。いわゆる一時空き家といわれるもので、家のあるじはいなくなってしまうが、親族などがたまに戻っては管理している建物です。これらは電気、水道などのインフラはつないだままというケースも多く、今回のような水道管凍結破損が起こった場合、発見がおくれ、後々多額の水道料金を請求されてしまうこともあると聞いています。

つきましては、今回のような災害ともいえる大規模な低温被害に対する救済策と

して被害分の水道料金減額について、また、こういう一時空き家対策について、執行部はいかにお考えかお伺いたします。

○議長（秋山哲朗君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間敏君） 水道料金減額と一時空き家等への対策についての御質問にお答えいたします。

漏水に対する水道料金については、原価に水をつくるコストがかかっていることから、通常は厳しい条件を満たし、減免申請された案件のみに対し漏水した水量の半分以上を減免しているところでもありますけれど、このたびは寒波による被害を自然災害と捉えまして、今回の漏水に限り、特例として、会社や工場及び官公庁は除きますけれど、全市一律に漏水した水量全てを上水道及び農業集落排水、環境衛生施設を含む下水道とともに減額することを考えております。

具体的には、2月及び3月請求分の水道料金について指定業者で修繕を完了、または修繕見込みである漏水については、1年前であります、前年同期と対比し、その増量した分を今回の漏水水量とみなし、上下水道局で漏水が把握できた方については、申請をされなくても一律に漏水水量分を減額して水道料金の請求をするものであります。

なお、減額については広報であります「げんきみね。」もしくは区長文書による回覧、ホームページ及びMY Tで周知する予定でありますけれど、上下水道局が把握していない漏水については個別に御相談に応じるものであります。

次に、一時空き家等への対応であります。このたびの一時空き家の漏水被害は55戸であります。その多くは開栓中でありまして、一月に1度程度の使用をされるような空き家であります。こうした一時空き家の漏水は、近所の方の通報または職員の巡回で発見される事が多々でありますけれど、発見がおくれると、被害の影響が大きくなることから、冬季には防寒対策と止水栓の閉栓等の管理を、その家屋の管理者にお願いし、周知を強化しているところであります。

なお、これからも上下水道局はおいしくて安全な水を、いつでも、蛇口をひねれば持続的にお届けできるよう不断の漏水対策を続けてまいる所存であります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

今回の自然災害ともいえる大きな、大規模での漏水があったということで、今回に限ってこういう救済措置がとられるということでございます。ですので、今回、被害に遭われた方で大きく漏水等あったと——ある方は一度、もし、わからない場合は当局のほうに御相談のほう行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、買い物弱者対策についてです。

最近、買い物難民ですとか、買い物弱者という言葉をよく耳にします。これは、経済産業省が出している買い物弱者応援マニュアルによると、「流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々」を指すそうです。また、日本全国では、こういう方が約700万人と推計され、増加傾向にあるということです。

私はこの問題に関する一般質問を、前回12月議会において質問させていただきました。しかし、なぜまた今回、間を空けずに再度質問をすることにしたかと申しますと、秋芳町秋吉地区にあります大手スーパーマーケットが今月末をもって撤退するといううわさが広がっているからです。

このことについて、今定例会において既に話題になっており、このとき、市長の御答弁によると、当該企業からの正式発表こそないが、それに向かつての準備を進める動きがあるというのは事実ということでございました。

当スーパーマーケットは、地域の住民へ生活物資を供給する重要な施設であるため、地域の動揺は大きなものがあります。かわりとなる企業の誘致や既存店の機能強化など行政に対する期待は大きいものがあり、地域の動揺を鎮めるためにも、いち早くこの問題に対する指針を示すことが肝要だと思われます。

前回、質問したときには買い物弱者の実態調査について、前向きな御答弁をいただいたと記憶していますが、あれから3カ月、新年度に向けて何か動きなどあれば教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 買い物弱者対策についての御質問にお答えします。

企業の進出や撤退は、その組織における重大な決断や判断によるものであり、私どもがそれに対して発言することは避けるべきと考えておりますが、地域の方々にすれば、これまであったサービスが受けられなくなるという事実があり、このこと

に対する地域の皆様の不安等は理解できるところでございます。

市長は、このことにつきまして、今後の地域活性化対策にも大きく影響する可能性もあり得ることから、喫緊の重要課題として位置づけております。今現在、市としてできることは、当該地域で事業展開されている同業同種の企業に対して創出されようとしているサービスの補完をしていただくよう依頼すること。

同業同種の事業所を誘致すること。

そして、昨年12月の一般質問におきまして猶野議員の御提案をいただいた買い物弱者事業に着手すること。

以上、3つの対策について想定をしておりますが、今後、その他の方策を含め、美祢市商工会との連携を深めながら対応してまいりたいと思っております。

また、美祢市における実態調査ですが、買い物弱者対策は全国的にも多くの自治体で実施されており、ただいま猶野議員が言われましたとおり、経済産業省では買い物弱者を「流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品の日常の買い物が困難な状態に置かれている人々」と定義し、応援マニュアルを策定しているところであります。

この中では、事業を実施する上で、事業をどう立ち上げるか、事業をどう継続・展開するか、各社がどう役割分するかが重要であることを示すとともに、事業を立ち上げる段階で、買い物弱者マップの作成や、アンケートの実施、さらには、民生委員等へのヒアリングなどの実態調査が効果的であることが示されているところであります。事業実施に当たってのニーズの把握を行うためには、これらの実態調査は必要不可欠な手段と捉えているところであります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

今、お話の中にかわりとなる企業の誘致、あと既存店の機能強化ですとか、それにプラス買い物弱者対策、新しい形のそういう支援の形がとれるかどうかという3つの策を同時に重点課題と位置づけて、こちらの施策を進めていただけるというお言葉がございました。

地域の者も、その言葉を聞いて、期待をいたしますので、ぜひ市長も、次の4年に向けて、このあたり、ぜひとも、多分、この秋吉地区だけではないと思います。

美祢市全体の課題になると思いますので、重点課題としてぜひとも、こちらのほうに注力、よろしく願いいたします。

そして、次に、先ほど実態調査も行うという御説明がございましたが、実態調査を行えば、地域のニーズが見えてくるはずでございます。大分県のホームページ内に買い物弱者応援サイトというコーナーを設けていますが、そこで大分県内の買い物に関するアンケート調査の結果を公開しています。

その中に買い物に困っている住民のために必要なサービスという質問の項目がございます。カタログによる注文販売や買い物代行、買い物のための交通網の整備など多くの項目がある中で一番要望が多かったのが、移動販売車による、いわゆる移動スーパーサービスでした。これは、私が実際に住民の皆様から聞いた話とも合致いたします。

皆さん、実際に商品を手にとって目で見て、品定めしてから買い物をしたいわけです。このような移動スーパーなどの買い物弱者対策と合致する新規事業者が、そういう事業者に対する支援制度について市としてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） それでは、猶野議員の質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

先ほど、西田部長から御説明をいたしましたけれども、この買い物弱者というのは、全国でこれほど少子高齢が進んでおりまして、また過疎地における過疎化がさらに進む。また過疎でなかったところも過疎化が進んでおるということで、いろんなところで買い物にかかわる不便さ困難さが生じておるということは、本当に議員がおっしゃったとおりです。これは喫緊の……恐らく住んでおられる方、実際に住んでおられる、それぞれの地域の市民の方、美祢市においては美祢市民の方々にとっても大きな問題だろうというふうに思っております。

その方法といたしまして、いろんな形が考えられると思いますが、例えば、移動販売事業、これの起業また展開を考えられるところに、行政として支援をしていくとか、またその移動販売を実施されるに当たって立ち上げコストがかかりますから、それを促すためにも、行政としてその車両を何らかの形で貸与するとか、さまざまな方法が考えられるというふうに思います。

これにつきましては、今、西田部長が、私の前に申し上げましたけれども、いろんな形で買い物の移動販売車だけではなく、トータルで行政として考えていく必要があると思っております。

現在、行っております配食サービス、市内全域行っておりますけれども、これも買い物どころじゃない、食べる生活そのものがおできにならないところに事業者の御協力を得て命の糧である食べ物を配食していただいております。これは行政としてさせていただきます。

それとか、ミニバス運行も合併時に、私がいろいろ、市内津々浦々歩いた段階で、買い物に行く足がない、また、病院に行く足がないということをお聞きしましたので、新市発足後、速やかに公共交通協議会を立ち上げまして、ミニバス運行を開始しております。これは、買い物弱者に対する足の確保ということは、私にとっては一番大きな目的であったわけで、今、市内全域7カ所において行われてますけども、これも今後、広げていくということがあります。

しかしながら、毎日、足も膝も悪い、足が歩くのも不便だと、本当に、でき得れば近いところで買い物がしたいというのが、皆さん方の思いでしょう。私も美祢市の於福というところに住んでますんで、地元でありました、一生懸命やっておられた地元のスーパーも、もう、閉じられて久しい。農協は国道を挟んで前にあるということで、なかなか買い物ができないということを、たくさんお伺いしております。ですから、実感として、私もそれはよくわかっております。

今、申し上げたように、市内全域をどういう形で、買い物弱者のために行政として、何ができるかということ構築していく必要があります。そのために、今、アンケート調査とか実態調査を行って、どういう形が、よりベターであるかということ構築したいと。それも、喫緊に構築したいというふうに考えております。待ったなしでありますんで、その辺は、私の大きなテーマとしてやりたいと思っております。

ただし、今、猶野議員がおっしゃったように、秋芳のほうで地元にとって非常に大切な施設であったスーパーが閉店されるという情報、これはさきの本会議で申し上げましたように、まだ市のほうに何ら報告、また申し出もございません。

しかしながら、風聞を私どものほうで手に入れまして、うわさを、実態、本当にそうだろうかということで、逆にうちのほうから、先方の企業のほうに調査をかけまして、実はこれこれと、先におやめいただく方に情報を流すべきだろうというこ

とで、そういうことを流したことが出ていって、恐らくうわさとして広がったんだろうという回答でした。

近々にやはり閉店に持っていかれていきたいという思いがあるということもわかりました。そうすると、いままでそこに頼っておられた買い物をなかなかしづらいというのがあります。ただし一方では、この行政体として、皆様方から頂戴した税金をどういう形で、それを配分をして市民の方々に平等に、それを行き届くようにしていくかということ、それは非常に重要な責務でもあります。

今、移動スーパーへの支援ということで、当面、急な話でしたから、我々も事前にその情報、全く先方のほうから頂戴しておりませんでしたので、先に手を打つことっていうことができませんし、また民間の事業としてやられることに、手を突っ込むっていうことは、我々、行政体としてすべきことでもありませんから、じゃあ、そういうことがもっと早めにわかっておれば、我々も何らかの、もう少し時間があつたわけですけれども、今の時点でわかりましたから。

それで今の方法とすれば、我々は行政、市としては、今申し上げたようなことを早急に組み立てていきたいというふうに考えてます。交通の足を調整——整備するために、公共の交通協議会立ち上げましたよね。これも、だから平等性を確保するため、わざわざ、国の国土交通省まで入っていただいて、客観的な視点を持ってきていただいて、美祢市全域に広げています。

例えば、私が於福の出身だから、於福を重点的にやるとか、この議員の方から御要望があつたからここだけ優先的にやるとかということがあつてはいけませんので、私は市長の立場として、客観的に、公平性を保つために公共的な交通協議会をつくって市民の方の足を確保しています。ですから、この買い物難民につきましても、これと大きくリンクしてまいりますんで、そういうふうな形で客観的に皆さんが——いつも申し上げるけど、ベストっていうのは、なかなかないんですよ。美祢市が1兆円の金を持っていれば、あつという間に何もかんもしてのけられます。

しかしながら、御承知のように我々には決まった財源しかありません。それをいかに効率よく市民の方にある程度、納得していただくように配分していくかということが、私の責務ですから、それをやらせていただきたい。

しかし、今、おっしゃったように、秋芳のほう、困っておられます。それで今、いろいろ調べました。そうすると、山口県事業で買い物難民のための何か事業が、

どうも立上げられるようです。それが、業者と県との直接的な関係での事業展開になろうかというふうには思っておりますけれども、その辺のことにつきまして、私どものほうから、市の行政として、県の中間自治体ですから、広域自治体ですから、そこでのいろいろなアプローチの仕方があるということも御紹介を申し上げて、その辺の指導もさせていただきたいと。それが、我々が大きく面としてやっていく、前の段階での、今、喫緊にすぐでもできる方策かなというふうに思っています。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 市長、御答弁ありがとうございます。

今、できることから、まず、調査をして、実態をつかんで、そして、山口県などが行っているようなものから、まず、こういう支援に向けて、市がコミットしていくというお話でございました。そして、行政側としても最大限努力もいたしますが、今回、スーパーさんが撤退するということは、1つ、そこに空白ができるわけで、民間のほうから言えば、考え方によってはビジネスチャンスという捉え方もできると思います。

ほかの県など、こういう買い物支援などをされているところの実験的なものではございますが、そこに入ってらっしゃるのは、もともと商店をされてて、なかなかお客さんが店を構えてても来なくなってしまったところが配達、こういうのに挑戦されているところもございますし、もともと、仕入れルートを持っているところですね。

それとあと、郵便局ですとか——などの配達ルートを持っている事業、宅急便ですとか、中には新聞配達をされている事業者がこういう配送などを新たにされているところ、こういう配達ルートを持ってるところも、こういうところに興味を持っていらっしゃるようです。

ですので、テレビを見ていらっしゃる方で、ここに多少興味があるという方が出てこられたら、ぜひとも市のほうに、あと商工会のほうに相談されて、ぜひとも、民間も一緒になって、この問題について対策に参加できればいいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、電力の自由化についてです。これまでは、地域の大手電力会社が独占的に

販売し、電力をどこで買うのか選ぶことはできませんでしたが、ことしの4月からは、大手電力会社による独占体制が崩れ、電気の契約先を自由に選べるようになりました。これに伴い、各電力会社や代理店が顧客獲得のためのセールス合戦を繰り広げる可能性があります。

これは、以前にNTTが独占していた電話網が自由化されたときのような事態が想定され、高齢者の皆様は特に戸惑われることがあるかもしれません。

つきましては、電力の自由化とはどういうものなのかという簡単な説明と、詳しく知りたいときや困ったときの窓口などあれば教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） それでは、電力の自由化についての御質問にお答えいたします。

電力システム改革の一環といたしまして、本年4月から電力の小売が全面的に自由化されまして、一般家庭を初めとした全ての電気の利用者が、電気の購入先を自由に選ぶことができるようになります。

4月1日現在で、小売電力事業者と契約をしていないからといって、停電が起こったりとか、不具合が生じるってことはございません。ですから、慌てて契約等はせずに、またサービス内容については各事業者によって異なりますので、内容をよく御確認の上、各家庭の状況に応じて、しっかりと契約会社を選定していただければというふうに思います。

また、専用のナビダイヤルも設置されておりますので、電力の小売自由化に関する確認はすることができます。契約のトラブルとか、クーリングオフ等の相談、もしくは不審な電話等があった場合には、消費生活相談窓口、もしくは商工労働課のほうに、御連絡をいただければというふうに思います。

ちなみに、2月の23日現在の状況なんですけども、登録事業者数は199社、うち中国地方への供給予定業者数は18社となっております。なお、この18社につきましては、供給予定地域が全国、または中国と記載されたものだけをカウントしておりますので、100社近くにつきましては供給予定地域が未記載というふうになっております。ですから、実際には中国地方への供給業者っていうのは、今後、もう少しふえることが予測されます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） こちら、イレギュラーな質問でしたが、答えていただきましてまことにありがとうございます。こちら、3月に入りまして、この4月、近々の話で、いろいろセールスがどんどん、どんどん、過熱してきているようです。以前、電話にときに、マイラインなどでよくお耳にされたと思いますけど、テレビですとか、直接電話がかかってきたりとかいうところが大変多かって、高齢者の方が戸惑われたという話がありましたので、今後はそれも予想されますので、ぜひとも、そういうケースがあったときには、また質問があったときには、ぜひ、お答えになっていただければと思っております。

それでは、次に、敬老祝金の支給時期についてでございます。

先日、ある高齢者の方とお話していたときに、敬老会がある9月に支給される敬老祝金の支給時期を誕生日に変えてもらえないかという趣旨の相談を受けました。美祢市敬老祝い金支給条例を見ますと、支給の権利は満年齢によって決まるのに、支給の基準日は9月15日と定められており、少し複雑なルールとなっております。

例えば、9月15日生まれの方はすぐに支給を受けることができるが、次の日の9月16日生まれの方は1年後まで支給を待たなくてはならないということになっています。そして、このことで一番問題と思われるのが万が一、その支給を待っている間に受給者がお亡くなりになった場合、支給自体を受けることができないままになってしまうということです。同じ年月、人生を頑張ってもらっても、祝い金を受け取れる方と受け取れない方が出てしまうのは、制度として不公平といわれても仕方がないのではないのでしょうか。

つきましては、支給の基準日を誕生日と改め、申請があった場合は、祝金の支給を速やかに行い、申請がない場合は事務方の負担も考慮して、いままでどおり、9月にまとめて支給するということにはできないか御検討願いたいですが、執行部のお考えをお尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは、美祢市敬老祝い金支給条例の改正についてお答えをいたします。

現在の美祢市敬老祝金につきましては、支給対象者を9月15日現在、本市の住民基本台帳に登録され、かつ継続して1年以上居住されている満80歳、88歳、90歳、99歳、100歳以上の方と定めております。

この9月15日を基準日としておりますのは、従来、この9月15日が敬老の日として国民の祝日に関する法律に規定されていたことに起因したのですが、御存じのとおり、祝日法改正により、現在は、この9月15日は老人の日とされ、併せて9月15日から1週間は老人週間と定められているところであります。

このようなことから、美祢市においても多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢の方を敬愛し、長寿をお祝いする観点から一定基準を設けた敬老祝金の支給制度や、各地区の社会福祉協議会の御協力、御尽力によりまして、各地区敬老会が開催されているところであります。

御質問のありました同級生同士で祝金の受給に1年の差が生じてしまうことや、年齢的に1年の差が非常に大きいということにつきましては、解決策について検討させていただきたいと考えております。

なお一方で、この敬老祝金を誕生日に受け取ることができないかという件につきましては、この祝金の趣旨や高齢の方を敬愛し、長寿をお祝いするものであり、誕生日の祝金ではないということ。また、誕生日での受給とした場合、支給する窓口では1年を通して現金を管理しておかなければならないこと等、事務的な弊害が生じることが危惧されますことから、対応が難しいことを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

誕生日の基準日というのはなかなか事務的に難しいというお話でございました。けれども、1年待たなければいけないですとか、あと、同学年で支給される時期が全然変わってしまうと。そういう少し矛盾する部分は、今後、検討していただけるというお話でございましたので、そのあたりのできるだけ不公平な感じが出ないように、そのあたりをぜひとも、条例の改正などを行って解決のほうをよろしく願います。

それでは、次に、秋吉台周辺地域の活性化についてでございます。

まず、美祢高等学校跡地の利活用についてでございます。

これも、昨年6月議会において同様の質問をさせていただきました。1年たちまして、再び美祢高の跡地へ行きますとやはり、人が入らなくなった建物はあつという間に、段々、弱っていくというのが目の当たりにしておるところでございます。

そして、つい先日、美東町で坂本さんという方とお話していたときに、その方がシイタケをコンテナの中で栽培されるということで、「さんまいん」という商品をミネコレなどにも出されていると思いますけど。

その方が事業を少し広げるということを考えていらっしゃるようで、そのときにその場所として閉校、学校が閉じた跡地などを、ずっと探してらっしゃったようで。いろいろな小学校中学校、そういうところをずっと回って、農協のそういう倉庫なども、ずっと回ったようなんですけど、一番興味をもたれたのが美祢高の跡地だったようです。とにかく広くて、大きな体育館があつて、そういうところで、こういう美祢高の跡地をぜひとも使いたいというような民間企業なども実際あるようです。

ですので、単独で民間業者がそういう公的な建物を受けて何かやるというのは、実質不可能だと思いますので、何か、市が動き始めたときには元々、秋吉の地元ではあそこが、美祢高は元々農業高校だったから農業で何かできないかという声がございまして、それも含めて、そういう新しい考えを持っていらっしゃる方もちらほら出てきていらっしゃいますので、ぜひとも市としても、このあたり前向きに……なかなか、県が持っているものということ、前回お聞きしておりますので、動かすのには多少、難しいところも多々あるというのはわかっております。けれども、そこは市長の強いリーダーシップで、これもぜひとも次の施策の中に入れていただきまして、秋吉地区のちょうど、ど真ん中です、秋芳町南部の。ここはどうしてもへその位置にありますので、何に使ってもいいところだと思いますので、そのあたりを念頭に、ぜひ入れていただきたい。そのあたりをどのようにお考えか、市長のお考えをぜひともお聞かせいただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 猶野議員のただいまの御質問ですが、猶野議員は秋芳地域の御出身の市議会議員として一生懸命、地域振興に心をめぐらされておるといのはよくわかりました。

先ほどおっしゃいましたけど、さきの6月定例会、昨年です、一遍、申し上げて

おりますけど、もう一遍、整理をして、県の考え方をお伝えしときたいと思います。

3段階で、県は考えておられるんです。

1つ、第一段階として、県の内部で、県としての行政体として、今の美祢高跡地の活用方針を検討されるということです。そして、その利活用をどうするかということを示そうということです。

その県の第一段階の段階で、県が明確にそれが打ち出せなかった場合、第二段階として、美祢高は現として美祢市の中にありますんで、美祢市の秋芳のへその位置にあるとおっしゃったけども、ありますんで、所在地であります美祢市に対して、その利活用に関する要望等の協議が行われるということです。だから、まず第一には、県が自分で考えられる。それが整わなかったら、私と協議をしようということを書いてこられるはずですよ。

そして、その協議が万が一にも整わなかった場合、これはわかりませんから、県が考えておられる活用の方針と私が考える方針が相違することもありますんで、整わないこともあるかもしれません。そのときには、第三段階として、県が民間への売却等の検討をされるということになっております。

この3つの、三段構え。

そして、去年の6月議会からもう、日にち、たちました。県に問い合わせしてみました。どうなっているんかということ。そしたら、廃校から1年経過をしておる現時点において、県としての具体的な方針は出てないということなんです。ですから、今申し上げた第一段階の点が、まだ明々白々になっていないということです。

ですから、今後、もしこのまま、県として利活用の方針が示されなかった場合、市にどうじゃろうかという要望等の協議がなされる可能性も大いにあるなというふうにも、私は今、期待しておるところです。私自身にとりまして、合併市ですから、今、市役所、議事堂があるここを中心とした美祢地域の中心の活性化、そして秋芳であれば総合支所、秋吉公民館を中心とした活性化。そして、美東地域であれば美東総合支所を中心とした、そのセンター、それぞれのセンターとしての活性化は考えていく必要があるというふうに考えています。

従いまして、この秋芳地域においては、御承知のように総合支所と秋吉公民館は一緒挟んで、あの辺が中心ですから。今年度、総工費1億8,300万円を投じまして、プールとそれから夜間照明つきのテニスコートを整備をしておるということ

です。

美東地域につきましては、平成28年度の当初予算にも乗せておりましたけれども、美東総合支所を中心とした、にぎわい創出のための調査事業にも着手をいたします。そういうふうな考え方の中で、この美祢高等学校の利活用につきましては、今のプールとテニスコートとの整備に続いて、秋芳地域のにぎわいの創出に大きくつながるものというふうにご考えております。

今、おっしゃいました「さんまいん」のこと。坂本さんのね。おもしろい、いろんな意見交換をされておるんですね。民間の事業者の方と。

美祢高がやはり、今、我々が目指しておる世界ジオパークの中心である秋吉台、秋芳洞は秋芳地域にありますから、そこにずっと長い来歴を持った高校として存在していました。かつては、今言われた農学科がありました。それからたしか、（発言する者あり）生活のほうの和裁、洋裁なんかされる科もあったと思います。そして普通科もありました。非常に、秋芳地域の高校として全県的な注目を浴びた高校と思っています。そういう歴史を持ってますし、それを引き継いだ形で、ジオパークの中でどういうふうな跡地が活用できるかということがあります。

今、シイタケ栽培をしておられる、「さんまいん」のことおっしゃいましたけれども、ジオパークたる、地球公園たる、美祢、中心にある美祢高の跡地がどういうふうに活用できるかということで、全体的な美祢市の中でのジオパークたる美祢市の中での位置のことを考えて、そして、なおかつ秋芳地域の活性につながる。そして、それがひいて言えば、美祢市全体の活性化にもつながるということも考えておいて、いろんなことを考えていきたい。

それはまず、先ほど申し上げたように、県の考えておられる第二段階、私に、村田市長、知恵を貸してくれんかと、考えてみてくれんかという申し出がいつなされるか、今、わくわくしながら待つておるところです。恐らく、そう遠くないときにそういう話があるんじゃないかと思うておるんですが。

そのときには、また、議会サイドとも協議をさせていただきたいし、また、美祢高を御出身なされた方もいろんな思いがあるでしょう。いろんなことがあります。だから、いろんな調整をしながら、真に秋芳地域のため、秋芳地域の中心部の活性化、そして秋芳地域のため、そして、美祢市全域の活性化のためにつながるようにご考えていきたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

県という、1つ大きなものがございますので、その動きと連携しながら、時期が来れば、前向きにこちらの活性化に向かっていただけるというお話だと思いますので、そのときには、ぜひよろしく願いいたします。

最後でございますが、世界ジオパーク認定に向けた拠点施設の整備についてでございます。

ことし1月14日、美祢市議会は世界ジオパーク認定に向けた拠点施設の整備に関する要望決議を行いました。こちらで、議会として、市長にこのあたりのジオパーク拠点施設をぜひとも、これを足がかりにして、また秋吉台、自然遺産をすぐ外に向かって発信していきたいという思いを伝えることができたと思いますので。

それに関して、このジオパークの拠点施設とありますが、今のジオパークの拠点施設として秋吉台博物館というのがございますが、これは秋芳町時代からここをぜひとも、新しい物に建てかえて、機能を強化したいという思いはずっとございます。このことに関しても以前、私は質問をさせていただいたんですが、その中でこの博物館というものは大きく分けて3つの機能があると、そのときにお伝えさせていただきました。

1つは、研究機関としての博物館。学術的裏づけがあってこそその博物館でありますので、研究者が落ち着いて研究を進められる環境が必要だという点を御指摘させていただきました。

そして、2つ目は展示館としての博物館。収集した資料や知識を市民に還元する場として、また、お客様をお迎えするビジターセンターとして、もとを言えば修学旅行を初めとした団体旅行の学習の場、雨に弱い観光地である秋吉台の弱点を補う全天候型の施設ですとか、研究学者の方々にも大切だが、観光にとっても大事な、大事なコンテンツだという思いがございます。かといって、観光ばかり先走るとジオパークのときもそうでしたが、やっぱり学術的裏づけというのが大切でございますので、この2つは両輪として走っていかなければいけないと思っております。

そして、3つ目は、きのうも河本議員がお話されましたが、平和の象徴としての博物館という3つ目の顔もございます。秋吉台がアメリカ軍の爆撃演習地となって

しまうところを地元住民の反対運動によって阻止したという歴史があります。その直後にある、昭和34年に建てられたのが現在の博物館であります。

この平和というキーワードも実は教育の面もすごく大切でしょうが、教育旅行としても、修学旅行にもすごく強いキーワードになりますので、ここもあるものを守っていくという保護と観光開発というのは実は矛盾しないものだと思っています。

自然を保護すること、平和の記念碑的な建物であるということを守っていくこと、そしてそれをちゃんと来ていただいた方に見せるという展示館としての3つの機能を市長に、そういうのを念頭に置いて、今後、この計画をぜひとも進めていただきたいという思いがございます。

もう、時間あと2分ぐらいしかありませんが、何かありましたらよろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 非常に大きなテーマの御質問をいただきましたので、若干残り時間が少ないですが精一杯、御答弁をさせていただきますと思います。

今、我々が世界のジオパークを目指す上で、また、現在の日本ジオパークとしての拠点施設であります秋吉台科学博物館。今、3つの観点から猶野議員、私に提案をされました。非常によく考えておられるなど。この秋吉台科学博物館が持つ意味もよく勉強しておられるなどというふうに思いました。

今後、議会サイドからも、先ほどおっしゃったように、村田市長、どうか秋吉台科学博物館をよりいいものにつくりかえてほしい、建てかえてほしいというのを、美祢市議会の中、いろんな御意見があつて喧々諤々、いろんな議論をされますけれども、この1点については、全議員の方がもろ手を挙げて賛成をされて全会一致で議決をされたと、私は記憶しております。ですから、このジオパークを推進していくということ、その拠点施設をもっとすばらしいものにしようという思いは、恐らく全ての議員の方々が同じ思いということを私はわかりました。議決されたということですから。

ですから今後、とはいえ、莫大な金がかかります。私の根本的な考えは、秋吉台科学博物館というのは国立でもよかったと思っています。そのぐらい価値のあるものと思っています。世界に打って出る、また世界から大注目を浴びるぐらいの学術的なものを積み重ねています。ですから、次いでは県立でもいいと思っています。

しかしながら、旧秋芳市は本当に頑張られた。秋芳町立としてつくられて秋芳町の矜持、誇りだったんでしょ。やられたということは。私は大変尊敬しています。それは新市として我々は受け継ぎましたんで、これをいかに発展的に改修するか、また、どういう形で使うかということ、皆さんとの協議をやっていきたいけれども、できれば、市立でやるのであれば、国にとってもすばらしいものですから、国からいくばくかの補助金なり交付金なりが出されて、私は当然じゃないかと思いません。

県に対してもそういう思いです。村岡知事にもそのことは直接申し上げております。県知事にも、この美祢市が世界ジオパークになっていく上において、この秋吉台科学博物館を持つて大きな意味っていうのはおわかりいただきました。美祢市が日本ジオパークになって、さらにその上のユネスコが正式プログラム化された世界ジオパークになるということが、いかに大きな、山口県に意味を持つかということ十二分に御理解を頂戴してますので、今後、村岡知事も一生懸命考えるということをおっしゃっていただきましたんで、それはそれとして、また、継続的に県、国に対してやっていきたい。

それと平行して、その秋吉台科学博物館がどういう立ち位置で、新たな形で展開したほうがいいのかということ。今、3つテーマをおっしゃいました。私も今、十二分に頭に入りましたんで、そのことも踏まえた上で、全国にいけるようなものをもっていきたい。

それが1つですが、それと併せて平行して、実はすぐには、今、建てかえられることはできません。その中身をもっともっと充実していこうということで、山口大学からいろんなお話も頂戴しています。ありがたいことに、我々美祢市は、山口大学といろんな面で力をあわせようという調印をしましたんで、学長と。ですから、そのこともありまして、山口大学は、秋吉台科学博物館の中身をもっと充実したい。我々の気持ちを酌んでいただいて、それに山口大学として協力をさせてほしいという申し出があったんです。そして、山口大学の学生さん方を秋吉台科学博物館に学ぶことによって秋吉台、秋芳洞のすごさ、すばらしさを勉強させたい。

それは、山口県御出身の方だけじゃなしに、全国から山大に来ておられますんで、その方々を秋吉台科学博物館に受け入れて、分教室を設置するということ、今、お互いに、完全に意思が一致しましたんで、山口大学秋吉台サイエンスサテライト。

これは、ですから、山口大学の分教室。ですから、山口大学の教室が秋吉台科学博物館の中に、平成28年度にできるということです。

ですから、山大の学生さん、いろんなどころから入ってきておられますから、美祢の秋芳の秋吉台の上の秋吉台科学博物館の中で山大生として教育を受けられるし、また研究をされるというシステムをつくる。これはソフト部分です。ですから、建屋をどうするかというハード部分と先行して、秋吉台科学博物館の中身をさらに充実して行って、これほどのものを今、やっていますよと、できてますよということをもって、国、県に話をしていくことによって、それは大きな力としてフィードバックで返ってくるはずですから、両方を平行して今、やろうとしています。

その先駆けとして、先に、山口大学が全面的に協力しようということで、岡学長、それから田中副学長が断言していただきましたので、今、それを進めていっています。どうか、期待していただきたい。そのことが、実は日本発の世界ジオパークである糸魚川ジオパークのほうから聞きつけられまして、どうしたらそんなことができるんだと、逆に向こうから問い合わせが、今、あっています。

ですから、糸魚川世界ジオパークは、うちが山口大学とそういうような形でリンクしてやろうとしていることを、逆に世界ジオパークサイドのほうが、同じ形でできないかということ、我々を先行事例として、M i n e 秋吉台ジオパークを先行事例として取り組みたいということも頂戴していますので、大きくそういうことが、今、全国に発信されておるといことも御理解を賜りたいと思います。

いずれにしても、今後、頑張って、世界ジオパークを目指して、美祢市の方々に誇りを持っていただくため、そして、人口定住にもそれがつながるように頑張っていきたいというふうに考えてますので、若干時間が過ぎましたが、私の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 丁寧で熱い御答弁ありがとうございます。

次の4年間に向けて、秋芳洞の累積赤字もなくなりましたから、これからは攻めで大きく、全く違う展開になってくると思います。参加すれば実に楽しい時期が、また来るのではないかと考えておりますので、ぜひともまた、秋吉台地域のことをぜひ、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） この際、暫時休憩をいたします。

午前11時06分休憩

-----

午前11時19分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○3番（坪井康男君） 友善会所属の坪井康男です。一般質問順序表に従いまして、一問一答方式により質問をさせていただきます。質問のテーマは、美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社に関し、美祢市監査委員の馬屋原眞一さんより、今から1年1カ月前の平成27年1月28日に公表されております市長からの要求に係る監査結果報告に対する美祢市長の措置、並びに美祢市第三セクター改革推進委員会の審議の進捗状況についてであります。

最初の監査結果報告のテーマにつきましては、地方自治法の第199条、これは、監査委員の職務を定めた条文でございますが、その第7項に市が補助金を支給するとか、あるいは、指定管理者に指定している相手先について、監査委員が必要であると認めたとき。または、地方公共団体の長、つまり、市長の要求があるときは、監査委員が出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものを監査することができますと規定されています。今回は、美祢市第三セクターの監査をしてほしいとの村田市長からの要求により、馬屋原監査委員が監査をされた結果に関する質問であります。

同じ地方自治法第199条の、今度は第12項に、監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の長は、当該監査の結果に基づき、または、当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないと規定されています。

突然で恐縮ですが、三好代表監査委員さんにお伺いします。

これは、ただの事実の確認なんで、市長さんのほうから、措置について何か報告

書が届いておりましたでしょうか。ただの事実の確認ですからお答えいただきたいと思  
います。

○議長（秋山哲朗君） 三好代表監査委員。

○代表監査委員（三好輝廣君） ただいまのところ、まだ届いておりません。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） どうもありがとうございます。突然の質問で申しわけあり  
ませんでした。

この地方自治法第199条の第12項の規定に係る通知と申しますか、通達  
が、これ、総務省だと思いますが、平成10年4月2日に出しております。

長等が、監査委員の監査結果の報告に基づく改善策を講じない場合は、監査委員に  
対する報告義務はないものである。したがって、監査委員の結果の報告公表後——  
これは、今回は昨年1月28日です——相当期間経過しても改善策が公表されな  
ければ、長等が改善策を講じていないことが明らかになるものである。こういう通  
達がございます。

今の三好代表監査委員さんの御答弁によりますと、まだ、来てないということで  
ございますので、これは推定で、まだ、改善策を市長さん講じちゃないと、こうい  
うふうに解釈せざるを得ないところでございます。いずれにしても、冒頭に申し上げ  
ましたとおり、馬屋原監査委員さんの監査結果の報告が公表されたのが平成  
27年1月28日でございますので、繰り返しになりますが、既に1年1カ月が経  
過しています。

しかし、本件に関して、執行部が改善策を講じた旨が、まだ、監査委員さんに届  
いていないということでございますので、恐らくは、準備がされておると思いますが、  
まだ、書類として監査委員さんのほうに提出がない。こういうふうなことだろ  
うと思います。

それで、改めて、馬屋原監査委員さんが美祢市第三セクターの監査結果報告の中  
で指摘された主要点に絞って振り返ってみたいと、このように思います。どのよう  
な監査結果であったかということでございます。

まず、美祢農林開発株式会社についてであります。これはまことに驚くべき極  
めてずさんな経理事務の実態が指摘されております。

すなわち、1番目、就業規則及び経理事務マニュアルは整備されているが、経理

規程及び賃金規程が整備されていないので早急に整備されたい。

2番目、資金計画（運転資金）について、平成26年1月中に、2度も運転資金の借り入れを行っているが、今後は、正確な資金計画を作成されたい。

3点目、経費の支出において、出金伝票が作成されないまま、統括責任者の決裁も得ず、担当レベルでの経理処理がなされている。現状のままでは、不正や経理処理の誤りが起きた場合のチェック機能が存在しないため、改善策を検討されたい。

4点目、商工労働課が平成25年度に経営等に関する指導を行った記録が存在しない。今後は、指導監督の記録を文書で残すようにされたい。

この主な点が4点でございます。

ここで、ちょっと、急ですけども、今回の監査対象の年度は平成25年でございます。この平成25年というのは、美祢農林においてどのような年であったかといいますと、平成19年創業ですが、それ以来初めて、25年度に指定管理料が761万9,000円支払われた年であります。これは、実は、平成23年度まであった国の緊急雇用対策補助金が24年度には打ち切られてしまいまして、結果、24年度には525万4,000円の赤字になってしまいました。美祢農林開発全体の収支が。

そこで、初めて、これは、国の緊急雇用対策補助金にかわるものが何かないと赤字になるよということで、実は、平成25年度から指定管理料が支給されたということでございます。

美祢農林開発は、何回も、私、この席で申し上げたように、最初からあそこで上がる収益でもって、指定管理業務を賄うと。こういう基本原則になっておったわけですが、どうにも事業がうまくいかないということでこういう結果になったと、私は認識しております。

次に、美祢観光開発株式会社についての指摘事項でございます。

1番目、経理規程及び経理規程細則は整備されているが、誤字等が見受けられたので改正されたい。

2番目、経理規程細則を遵守していない支出、例えば、小口現金による支払いにおいて、限度額3万円を超えた現金支払いがされていたのが見受けられたので、当該細則に基づき、適切に事務処理されたい。これ、ちょっと、わかりにくいんですが、普通、会社の場合は、現金で出金する。いろんな仕入れの対価とか、いろんな

ことを、現金を出金する場合は3万円が限度ですよ。それを超えるものは銀行振込にしてくださいというのが普通の会社のルールでございます。そのルールに従ってない支出が見受けられましたという意味でございます。

3点目、また、支払請求の認証者が請求原因の当事者である場合において、定められた限度内の支払請求につき、上位、責任者の認証を受けていないものがあつた。これもちょっとわかりにくいんですが、要するに、美祢観光開発の担当者が自分が会社に請求するお金について、当然ながら上司の承認が必要なんですが、勝手に自分で請求して自分でもらっていた。そういうものがあつたよという意味です。

それから、4点目、これは、美祢農林開発と同じなんですが、商工労働課が平成25年度に、経営等に関する指導を行った記録が存在しない。今後は、指導監督は記録を文書で残すようにされたい。

こういう4点が指摘されております。

それで、私が、これまで、一般質問等において、幾度となく、美祢市の第三セクターのいろんな問題、例えて言えば、美祢観光への3,000万円の追加出資の際の執行部の説明責任が不十分ではないかという問題とか、あるいは、これは両方の三セクですけれども、部門別収支がわからない。それを出していただきたい。こんなことを要望したり、それから、さらに、美祢農林開発ですけれども、必ずしも、会計処理が適正でない。それから、さらに、補助金を支給した結果、全体として、黒字になっちゃつた。そういうものが生じた場合の処理方法。こういったことにつきまして、随分、質問をいたしました。しかし、残念ながら、真正面からきちんとした御答弁をいただいたことはないというのが、私の率直な受けとめ方でございます。

その理由なり、背景なり、私なりに考えてみました。結局、市長を初め執行部の皆さんには、私が第三セクターは株式会社であるから、当然、営利追及が目的だと。あるいは、営利追及のみが目的だと。で、第三セクターが持っている公益性という側面を軽視している。このようなお考えが執行部にあつたんじゃないかならうかと思ひます。従つて、そういうふうに基本認識が間違つているものにはきちんと答えないということではなかつたかと、これは、私の勝手な推測です。

特に、美祢農林は、社会復帰促進センターの誘致という、美祢市にとっては大きな社会的意義を担つた会社であるから、多額の補助金を支給しても何ら問題はなく、至極当然だつたのお考えがあつたのではなからうかと、このように思つています。

しかし、今回、監査委員さんは、公益性を担う会社としては、あまりにもずさんな金銭出納事務が行われていたことを極めてはっきりと指摘されております。もし、公益性を強調するのであれば、それにふさわしい事務が行われて当然だと私は考えます。

まさか、執行部におかれて、今回の監査委員さんの監査結果報告が、あれ、ちょっと、必ずしも正しくないかもしれないぞと、こういうふうにはおっしゃらないと思いますので、やっぱり、ここは監査委員さんの指摘どおりであれば、ちょっと、ゆゆしき会社の実態だろうと、こういう印象を持たざるを得ません。

これ、あくまでも断っておきますが、25年度を対象にした監査でございます。で、しかも、去年の1月28日に出されておりますから、それから、1年1カ月たってますので、当然、所要の措置はなされておるとは思いますが、これは後ほど、質問表で出しておりますからお聞きします。

第三セクターに関する一般質問の中で、特に私がこだわったのは、美祢農林開発の2つの事業、すなわち、これが本来業務なんですが、竹箸の製造販売事業、これは美祢農林開発の本来の業務であります。これと、美祢農林資源活用施設の指定管理業務を区分して経理にすると、こうなっています。

こういう基本協定に、そう明確な規定があります。基本協定は3回ほど、もう、改定されましたけど、いずれの協定にも明確な規定があります。これは法令の一種と考えていいわけですから、それが遵守されているかどうかということが基本でございました。

で、私が、なぜ、この問題を重要視し——この問題というのは区分経理です——したかと申しますと、一つは、美祢市の第三セクター会社に法令遵守、つまり、英語ではよくコンプライアンスと言います。この理念がきちんと徹底されているんだろうかという視点が一つです。

もう一つは、特に、美祢農林の2つの業務が分離して経理されているかどうか。これが、実は、美祢農林へ支給された国や市からの補助金や指定管理料が、当初のもくろみどおりに適正に使用されていたかどうかの決定的な検証の手段であったからであります。

美祢農林開発が設立された平成19年度から平成27年度までの8年間に同社へ支給された美祢市の補助金。これが竹箸の赤字補填です。これが幾らかと申します

と、平成27年度までです。1億2,340万円です。竹箸に対する補助金ですよ。だから、国の緊急雇用対策補助金が2,235万円です。それから、指定管理料が2,279万2,000円。

これ、全部合計しますと、1億6,854万2,000円。これだけに上る金額は果たして所定のもくろみどおりに正しく使用されたかどうか、これをチェックするために分離会計がなされていますかということをしつこく、たびたび御質問申し上げました。

この区分経理問題に関する、実は、直近です。昨年、12月4日の私の一般質問への市長さんの御答弁はこういう御答弁でありました。

2つの部門別のことがきちっと整理されておるかということをおっしゃいました。

これも西田部長が、これも前回もお答えしたと。今回もお答えしましたよね。いいですか。ちゃんと6月議会で報告しとるんでしょう。おまけに、丁寧な部門別の資料までお付けをして、お示しをして、それをもって前年度の議案として承認されておるんですよ。これは、議会として承認されておられるんですよ。その中に坪井議員がいらっしやった。こういうことですよ。

こういうふうに御答弁なってます。これは、会議録そのまま持ってきましたんで、事実であります。こういう市長さんの御答弁でございました。

私が質問申しましたのは、区分して経理するということは、決算書自体が区分して経理されなきゃいかんのですよ。部門別の収支が出されているからいいじゃないかと。これは、私は筋違いだと、すり替えだと思っているんです。そういう意味で、村田市長は、区分して経理するということを部門別の資料の提出と完全に混同されておられるんですよ。だから、そこんところは、もう、はっきり申し上げておきます。

しかし、美祢農林開発の事務処理の実態は、馬屋原監査委員さんの監査報告書によって、そもそも、美祢農林開発には、経理規程もなく、「経費の支出において出金伝票が作成されないまま、統括責任者の決済も得ず、担当レベルの経理処理がなされている。現状のままでは、不正や経理処理の誤りが起きた場合のチェック機能が存在しないため、改善策を検討されたい。また、領収証等の証拠書類がないものが見受けられたので、適正に処理されたい。」こうも指摘されています。これで調

査された期間は、平成25年度を対象にして、26年11月10日から27年1月16日の間に調査されました。

つまり、少なくとも、平成26年度まで、この調子でいきますと、26年度、まだ、これ、何ら改善策は検討されてないと思いますんで、26年度までは、美祢農林開発は2つの業務の分離経理はおろか、経理事務のいろはである金銭出納事務すらまともにできていない事務体制であったという、村田市長初め執行部の皆さんにとっては、極めて不都合な真実が明らかにされたわけであります。

それでは、通告書に記載の2つの第三セクターの監査結果に関する措置について、これ、通告書で通告しておりますんで、御答弁いただきたいんですが、内容は美祢農林開発に対しては4点あります。

1点目、経理規程及び賃金規程は整備されましたか。

2点目、経理規程の中に、本来業務と指定管理業務の分離規定が明記されましたか。

③、定期の支出の際の出金伝票の作成、統括責任者の決裁、領収証等の証拠書類の整理は確実に実施されていますか。

4点目、商工労働課による経営等の指導記録は整理されておりますか。

から、美祢観光開発株式会社については……

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員、一問一答ですから一問一答ずつ。

○3番（坪井康男君） 一問って、これ、最後です。だから。

○議長（秋山哲朗君） 答えさせましょうか。

○3番（坪井康男君） いやいや、もう同じですから。

○議長（秋山哲朗君） いやいや、だから、あくまで、一問一答の通告ですから。今、言われたですよ。そこから、順番にしたほうがわかりやすいんじゃないですか。そのほうがいいですよ。

○3番（坪井康男君） ほいじゃ、わかりました。じゃ、お願いします。じゃ、美祢農林についてお答え。

○議長（秋山哲朗君） 先にですね。

○3番（坪井康男君） 済いませぬ。

○議長（秋山哲朗君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 失礼いたします。

今、坪井議員のほうから、指摘について説明がございました。で、監査結果についてでございます。

指摘内容が強調されて言われておりますが、監査の結果は、美祢観光開発株式会社、美祢農林開発株式会社及び商工労働課の事務の執行はおおむね適正であることが認められたが、次のとおり、一部、改善、または、検討を要する事項が認められたので、商工労働課にあつては美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社に対する指導を含め、適切な処置を講じ云々というところでございます。

まず、通告書の質問に基づきまして、御回答させていただきたいと思っております。

まず、経理規程及び賃金規程の整備でございます。

現在、これにつきましては、おおむね、策定しております。一応、会計事務所及び社会保険労務士へ最終確認を行っている段階です。これが確認でき次第、速やかに、監査委員のほうには報告したいということでございます。

2点目、本来業務と指定管理業務の分離規定の件でございます。

これは経理規程、今のところ、案ということになるんでしょうけど、補助金事業と指定管理事業を分けて経理することを明記しておりますことを確認しております。

3点目、経費の出金伝票作成と責任者の決裁、領収証等の証拠書類の整理等の問題でございます。

これにつきましては、現在、平成27年4月から、経費につきましては、もう、税理士のほうに業務委託をしております。従いまして、経理処理に関しましては、全て会計事務所の指示に従っておるということを確認しております。また、統括責任者、この昨年9月に就任しているわけですけど、日々、出納帳と領収証での出金チェックを行っているところであり、この部分については改善が図られたというふうに認識しております。

以上が、美祢農林開発に関する御質問の件でございます。

○議長（秋山哲朗君） 今ね、ちょっとね、わかりにくいから、今、坪井議員にもお願いしたんですけども、坪井議員の一言に対して一答で答えられるようにしていただけたらわかりやすいんじゃないかと思っておりますけども。

総括で言われたと思うんですけども、坪井議員がもう一度、ちょっと質問してください。一問一答でやりますから。わかりやすくですね。申しわけないですけど。はい、よろしく。はい、坪井議員。

○3番（坪井康男君） ちょっと、その前に。今、篠田副市長は、監査委員さんのその2つの三セクに対する大きなくくりの中の監査結果の中の単におおむね良好なんだけど、この分だけちょこっと直せと。そういうふうなニュアンスでおっしゃいましたけど、私が、今、持っているのは、美祢市監査告示第1号平成27年1月28日の独立の、これをもって申し上げておりますので、さっき、篠田副市長がおっしゃったのは、ちょっと私とずれていますよ。その点、ちょっと、確認させてください。

○議長（秋山哲朗君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 私が申し上げたのは、美監査第50号平成27年1月28日美祢市長宛てで、監査委員さんの名前でございます。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） もう一遍申し上げます。

私は、あくまでも、美祢市監査告示第1号、これしか、私ども、もらってませんのでね。これ、読みますと、「地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市長からの要求に係る財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。平成27年1月28日、美祢市監査委員馬屋原眞一」とこうなってますよ。私は、これを申し上げてる。

なんか、全体の中の一部でちょこっと指摘がありましたという、そういうのとちよっと違うんじゃないでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） ここは議場ですんで、水かけ論のような、ある意味、市民から見られて何をしとるんだというような疑念を持たれてはいけませんので、明確に私の口から申し上げたいというふうに思います。

今、副市長からも申し上げましたけれども、平成27年1月28日、美監査第50号という公文書で美祢市長村田弘司様、美祢市監査委員馬屋原眞一ということで、市長からの要求に係る監査の結果の報告についてということの公式文書を頂戴をしております。

私どもが美祢市役所として、第786号として、平成27年1月28日に正式に受理をいたしております。その中に書いてあるのが、先ほど副市長が申し上げました5の段になりますけれども、監査の結果……文言がちゃんと申し上げます。

監査の結果、美祢観光開発株式会社、美祢農林開発株式会社及び商工労働課の事務の執行は、おおむね適正であることが認められたが、次のとおり一部是正、改善又は検討を要する事項が認められたので、商工労働課にあつては、美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社に対する指導を含め適切な措置を講じ、美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社にあつては、商工労働課の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

なお、この結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を法第199条第12項の規定に基づき、監査委員に通知されたいと。

これが公式に、その後、もう小さいこと書いてありますけれども、こういうことです。ですから、今、副市長が申し上げたことは、あたかも、市行政体になって都合がいいように捏造また改変をしていったごときごとにと取られかねませんので、あなたが持つておられる文書と違うから市が、副市長が副市長の立場で申し上げた言葉が違うんじゃないかということ、あたかもこのMYTを通じて市民の方にそういう誤解を与えかねないようなことは控えていただきたいというふうに思います。以上。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私が申し上げたいのは、普通、監査結果報告というのは、全部、私取りました。もう三好代表監査委員さんおわかりですけど、全てがおおむね良好に処理されている。全部そうなんですよ。

だから、その部分は、今、あえて、市長さんが強調なさるような問題じゃないんです。私が申し上げているのはこれに書いてある、要するに、さっき申し上げたことです。だから、もういいです。この議論はしても意味がありませんから。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。

今、坪井議員の監査結果の報告書と、今、副市長が出された監査結果とは違うということですか。

○3番（坪井康男君） そりゃ、形が違うというんですよ。中身は一緒ですよ。形式が違うんです。おおむね良好であるちゅう表現はこれにはないんですよ。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと休憩取りますから、質問時間、ちょっとここで切りますから、休憩取りますから、ちょっと確認してくださいね。

○3番（坪井康男君） じゃ、今、何分過ぎたんですか。

○議長（秋山哲朗君） 今、52分かな。

○3番（坪井康男君） だから、30分過ぎたんですね。

○議長（秋山哲朗君） そうですね。30分。だから、今、32分過ぎてますから、ここで、ちょっと中断しますから、ちょっと確認してください。じゃないと、市民が……。

○3番（坪井康男君） 誰に、何を。

○議長（秋山哲朗君） やっぱり、副市長と確認してくださいね。あたかも、そのような監査結果の報告書は違うような話ですから。

○3番（坪井康男君） そりゃ、ニュアンスが違いますよ。

○議長（秋山哲朗君） だから、ちょっと確認してください。

○3番（坪井康男君） 確認しようがないじゃないですか。これは、もう、監査委員さんに聞いてくださいよ。馬屋原さんに聞いてくださいよ。

○議長（秋山哲朗君） 我々も、その両方の資料を持ってませんから、だから、確認をしてください。議員もわかりません。ほかの議員も。

○3番（坪井康男君） ほいじゃ、これ、コピーしてもらえませんか。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと休憩取りますから、よろしくお願ひします。

午前11時53分休憩

-----  
午後 0時11分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

それでは、先ほどの双方、坪井議員の資料と市のほうの監査結果の報告書について、ちょっと副市長のほうから説明してください。どういうふうに違うか、今、これ見たら違うことないと思いますので。議員。みな持ってますからわかると思います。議員さん、みな手元にありますよね。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 失礼します。

ただいま机の上に配付してあるのが美祢市監査告示第1号、これが、坪井議員が持ってらっしゃる資料でございます。

次に、美監査第50号平成27年1月28日付、これが、私どもが持っている資料でございます。頭が違って、1枚めくっていただければと思います。

市長からの要求に係る監査結果報告1から5まであるわけですけど、これについて

ては同じものであるということを確認しておりますし、議員の皆様方も同じものであるということが確認できるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） よろしいでしょうか。坪井議員。

○3番（坪井康男君） 先ほどから問題になっております点は、篠田副市長がおっしゃったことも書いてあります。私が申し上げことも書いてあります。で、どこを強調して言うか、言わんか、それだけだと思っておりますので、この問題はもう結構です。それで、じゃ、具体的に、一問一答でいけということでしたよね。

○議長（秋山哲朗君） はい、お願いします。

○3番（坪井康男君） それじゃ、まずね、通告書に書いておりますとおり、第1点目の美祢農林開発株式会社の監査結果に対する措置について、お伺いをいたします。

1点目が、経理規程及び賃金規程は整備されましたか。

2点目が、経理規程の中に、本来業務と指定管理業務の分離規定が明記されましたか。

3点目、不定期の支出の際の出金伝票の作成、統括責任者の決裁、領収証等の証拠書類の整理は確実に実施されていますか。

4点目、商工労働課にある経営等の指導記録は整理されておりますか。

続いて、御質問申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 先ほど申し上げましたのと重複するかもしれませんが。

まず、1点目でございます。

経理規程と賃金規程の整備の件でございます。

この件につきましては、現在、就業規則、経理事務マニュアルの改訂作業も実施しておりますので、これら全て経理規程関係は会計事務所、就業規則、賃金規程は社会保険労務士に確認中でございます。間もなく、監査委員に対して、報告ができるんじゃないかというふうに思っております。

2点目、本来業務と指定管理業務の分離規定の件でございます。

これにつきましても、補助金事業と指定管理事業を分けて経理する旨、経理規程に明記することを確認しております。

3点目、出金伝票の作成、統括責任者の決裁、領収証等の証拠書類の整理の件で

ございます。

経理処理に対しては、もう、現在、全て会計事務所の経理に業務委託しまして、経理会計事務所の指示どおりとしております。また、現場最高責任者である統括責任者が領収証の確認、現金の確認を毎日チェックしておるところでございます。

4点目については、西田部長のほうから説明があります。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） それでは、商工労働課による経営等の指導記録は整理されているかについてであります。

商工労働課と美祢農林開発とで定期的を開催しております報告会におきまして、現状把握、分析、今後の取り組み等についての協議の中で行っているところございまして、その内容につきましては議事録を作成しております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 御答弁、どうもありがとうございました。

それでは、次の質問にまいります。

今度は、美祢観光開発株式会社の監査結果に対する措置についてでございます。

1点目、経理規程及び経理規程細則の誤字等は訂正されましたか。

2点目、限度額3万円を超える小口現金の支払いはなくなりましたか。

3点目、支払請求の認証者が請求原因の当事者の場合、全て上位の責任者の認証を受けておられますか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（秋山哲朗君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 1点目、経理規程、経理規程細則の整備の件の誤字の問題でございます。

これは、状況といたしましては、経理規程の目次欄に「経理規規程」という誤字があったということを確認して、平成27年2月2日に、もう修正したというふうを確認しております。

2点目、小口現金による支払いで限度額3万円を超えた現金支払いがあったという事実でございます。

これについては、平成25年度に業者から4万円程度の現金支払いがあったこと

を確認しております。今後、適正に処理することとしておりますし、これ以降、小口現金の支払いにおいて、限度額3万円を超えた支払いはなされておられません。

3点目でございます。

支払請求者の認証者が請求原因の当事者である場合において、定められた限度内の支払請求について上位の責任者の認証を受けていないものがあったということでございます。これ、状況は、駅長の出張旅費支払いにおいて、当時、社長のサインがなかった事案でございます。これについては、全て会社のほうで、以後気をつけるということと、併せて、認証については全てチェックをかけているということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） どうもありがとうございました。本件については、以上で質問を終わります。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

美祢市第三セクター改革推進委員会の審議の進捗状況でございます。

平成26年8月5日に、総務省より示されました第三セクター等の経営健全化等に関する指針、いわゆる、ガイドラインの中の第1の項ですが、本指針の基本的考え方の項に、次のように記載されています。

「地方公共団体は、関係を有する第三セクター等について、みずからの判断と責任により徹底した効率化、経営健全化等についての取り組みを進め、もって、財政規律の強化に努める必要がある。」

それから、次に、「第三セクター等の抜本的改革を必要とする状況にありながら、取り組みがおくれている地方公共団体にあつては、抜本的改革を含む健全化について、速やかに取り組むことが求められる」と。このように記載してございます。

美祢市においても、このような国のガイドラインを踏まえまして、第三セクター改革推進委員会が立ち上げられ、平成26年12月8日に、第1回委員会が開催され、その後、平成27年1月21日、さらに、2月9日と委員会が開催され、27年3月2日には、委員長である中野善朗弁護士より、美祢市第三セクターに関する指針に係る原案（基礎資料）の作成についてと題する報告書が提出されております。

平成27年度については、8月と11月に委員会が開催されたやに聞きましたが、その後、この検討委員会の活動状況について、お伺いしたいと思います。そして、今回は、報告書はいつ出るでしょうか。そのことについて、お伺いをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 最終の審議会はいつで、報告書はいつ提出されるかについてであります。

美祢市第三セクター改革推進委員会につきましては、来る3月25日に、本年度最終となります第3回目を開催予定としております。

現在、当委員会において御審議いただいている内容につきましては、存続、事業継続ですが、その前提となる条件、いわゆる、ゴーイング・コンサーンでありますことは、昨年12月の一般質問において御答弁をしたところでございますが、できないから潰すという短絡的なものでもなく、また、それを恐れて緩い設定にするものでもなく、実態に沿った内容にするためには慎重に議論をすることが必要であると、各委員さんのほうから御意見いただいたところでございます。結論に至るまでには、今しばらくの時間を要するものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 御答弁、どうもありがとうございました。

私が申し上げたいのは、やはり、今、美祢市の三セクは全く問題を抱えてなければ結構です。けれど、先ほど申し上げたように、美祢農林開発については、毎年、2,000万以上の補助金、指定管理料が支払われています。

だから、このままずるずるといくのがいかなものかなと私は思っているだけで、要するに、検討委員会におかれましてもスピード感を持って審議を進めていただきたいと、このように思います。

以上をもって、私の一般質問を終わります。（発言する者あり）もういいですよ。質問してないんだから。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと座ってください。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 大変時間取って、大変申しわけございません。

坪井議員に、ちょっとお尋ねしたいことがございます。と言いますのも、これまで、美祢観光開発については、いろいろ御議論いただいておりますし、そのことについ

てはありません。

ただ、特に、道の駅おふくの温泉利用者の方から、かなり、ちょっと意見をいただきまして、道の駅の指定管理料が議会でいろいろと言われているけど、何か問題あるかと。それが1点と、他の施設、トロン温泉とか、カルストの湯とかはどうなっているという御質問、御意見をいただいております。

私は問題ありませんというふうに回答しておりますけど、改めて分析してみますと、市が所有している他の温泉施設との検証でございます。道の駅おふくの温泉業者は平成26年実績で、年間8万1,395人でございます。温泉に係る指定管理料は、平成28年で約800万円。これは、高齢者の入浴料減額相当分を指定管理料として手だてしているものでございます。

一方、リフレッシュパーク内トロン温泉については、年間利用者は3万2,781人で、平成28年の収支計画では、温泉部門の厳密な収支というのはございませんけど、温泉に関する収入が、収入全体の55.2%を占めております。指定管理料が4,058万円でありますので、収入割合から単純に按分すると、2,240万円を市が財政支援しているという計算になります。

次に、カルストの湯でございます。

ここは直営でございます。年間の利用者は1万6,284人、平成28年予算で市の支出が974万1,000円。収入全体が305万8,000円ですので、差し引き658万3,000円の財政支援をしているという計算になります。

このことから、ゴーイング・コンサーンにも関係しますが、道の駅の温泉に係る高齢者の減額分の指定管理料の予算は十分な合理性を有していると。私、判断しております。

改めて、この4年間、坪井議員さんといろいろ議論しました。坪井議員さんの見解をちょっと一言聞かせていただければと思います。この部分についてです。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私は、今のお話で、美祢観光開発の全体の収支で足を引っ張っているのはレストラン部門と温泉部分だと、その観点から申し上げておるんであって、ほかのところの比較とかいうものは、一切、私の頭には概念ございません。これで終わらせてください。

以上です。もう緊急の、私、見舞いに行かないかんから、もうお答えできません。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。大変、お疲れでございました。ありがとうございました。

午後0時26分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年3月4日

美祢市議会議長

秋小哲嗣

会議録署名議員

西岡 晃

”

河本 芳久